

# 国際学会におけるリウマチ性疾患調査・研究発表に対する助成要綱

公益財団法人 日本リウマチ財団

平成 23 年 4 月 1 日制定

平成 26 年 7 月 1 日一部改定

平成 30 年 7 月 10 日一部改定

令和 2 年 2 月 25 日一部改定

令和 3 年 2 月 9 日一部改定

## 1. 助成対象の調査・研究発表

海外及び国内における国際学会において発表するリウマチ性疾患の病因、治療、予防、疫学等に関する調査・研究

## 2. 助成対象の国際学会

- (1) ヨーロッパリウマチ学会(EULAR)
- (2) アメリカリウマチ学会(ACR)
- (3) アジア太平洋リウマチ学会(APLAR)
- (4) その他リウマチ性疾患に関する国際学会で日本リウマチ財団が特に認める学会

## 3. 助成対象者の推薦

リウマチ性疾患の調査・研究に意欲的に従事する若手の医師、看護師、薬剤師、理学療法士、作業療法士である研究者等(学会発表時 45 歳以下)で、次の者の推薦を受けた者とし、次の推薦者は学会毎に各1名推薦するものとする。

- (1) 大学の場合は学長(総合大学は学部長、あるいは研究所長)
- (2) その他の機関の場合その代表者
- (3) 当財団の評議員

## 4. 助成対象者

- (1) 助成対象者は発表者に限り、毎年度、各学会毎の助成者は原則 3 名以内とする。  
但し、国内で開催する国際学会については 5 名以内とする。
- (2) 助成後、2 年度間は対象としない。
- (3) リウマチ財団登録医及びリウマチケア看護師、リウマチ財団登録薬剤師、リウマチ財団登録理学・作業療法士ではない医師、看護師、薬剤師、理学療法士、作業療法士は、本制度に登録申請を行うことを前提条件とする

## 5. 助成対象金額

登録費用及び旅費、宿泊費用を対象として次の金額を限度とする。(千円未満切捨て)

なお、新型コロナウイルス感染症等の対応により、現地に赴くことが無く Web 等により発表する場合においては、登録費用等の実費について助成対象とする。

- (1) 海外で開催の国際学会の場合は次のとおり
  - ① ヨーロッパリウマチ学会(EULAR) 30 万円
  - ② アメリカリウマチ学会(ACR) 25 万円
  - ③ アジア太平洋リウマチ学会(APLAR) 15 万円
- (2) 国内で開催する国際学会 5 万円

## 6. 応募方法等

- (1) 所定の申請用紙により採択通知とともに抄録を添えて申請する。
- (2) 申請書の締切は学会発表の日の2か月前とする。

(3) 当財団の選考委員会において選考し、学会発表3週間前までに申請者に通知する。

#### 7. 助成金の交付及び報告書の提出

各学会発表後、1か月以内に発表報告書及び請求書を提出、請求書受理後、1か月以内に助成金を交付する。